

議案第174号

川崎市体育館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市体育館 川崎市川崎区富 士見1丁目1番 4号	川崎市中原区 宮内4丁目1 番2号	公益財団法人川崎市スポーツ協 会 会長 齊藤 義晴	平成26年4月1日 から 平成27年1月4日 まで

参考資料

公益財団法人川崎市スポーツ協会の概要

設 立	平成23年11月1日（旧財団の設立年月日 平成4年7月3日）
基本財産	1億1,000万円
従業員数	29人
目 的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) スポーツ活動の普及・振興事業 (2) スポーツ指導者の養成・派遣に関する事業 (3) スポーツ団体の育成事業 (4) 競技力の向上に関する事業 (5) 川崎市から委託を受けたスポーツ振興事業の実施 (6) 川崎市から委託を受けたスポーツ施設等の管理運営 (7) その他目的を達成するために必要な事業
事業実績	(1) 川崎市体育館・川崎市とどろきアリーナ・川崎市宮前スポーツセンター指定管理者 (2) 生涯スポーツ指導者派遣事業、スポーツグループ指導者育成事業 (3) 対外競技派遣事業、競技スポーツ選手・指導者育成事業 (4) 体育の日記念事業、国際陸上関連事業、青少年スポーツ交流事業、ねんりんピック選手選考会 (5) 多摩川ランフェスタin川崎、市民体育大会、ママさんバレーボール大会、全国社会人トランポリン川崎大会 (6) 全国高等学校対抗ボウリング選手権大会